

2 第一表の収入金額等と所得金額等の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の7ページから14ページも併せてご覧ください。

次の事項を、【事例2】の記載例の書き方(16ページ)を参照して書いてください。

- 提出先、提出日、申告年分(0□に「5」と書き)、空白部分(「確定」と書き)を書きます。
- 住所(居所・事業所等を含みます)、マイナンバー(個人番号)、生年月日、氏名、職業、屋号・雅号、世帯主の氏名、世帯主との続柄、電話番号(市外局番から書いてください)。
- 申告の種類(株式等の譲渡所得等がある方は、「分離」を「○」で囲みます)。

3 第二表を作成します。

作成に当たっては、【事例2】の記載例(17ページ)を参照してください。

4 第一表の所得から差し引かれる金額の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額は、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の15ページから23ページで計算できます。

確定申告書には、マイナンバー(個人番号)を記入する必要があります。

申告書第一表

令和 6年 2月 16日 令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書

納税地 C市〇〇町1-12-501 氏名 関東 信子

収入金額等 所得金額等

収入金額等 700000

所得金額等 150000

所得から差し引かれる金額 480000

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	氏名	職業	給与	源泉徴収額
関東 信子	C市〇〇町1-12-501	関東 信子	会社員	700,000	150,000

13欄から24欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じ場合は、13欄から24欄の記載を省略し、25欄に「給与所得の源泉徴収票」の「所得控除の額の合計額」欄の金額を転記することができます。この事例では、24欄の記載を省略しています。

5 第三表の分離課税の収入金額や所得金額などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記します。

申告書第三表(分離課税用)(上部)

令和 05 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書(分離課税用)

住所 C市〇〇町1-12-501 氏名 関東 信子

収入金額 4100000

所得金額 1200000

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書(1面)

譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前任所も記載してください。

収入金額	一般株式等	上場株式等
譲渡による収入金額		4,100,000
その他の収入		
小計(①+②)		4,100,000
取得費(取得価額)	2,883,000	
譲渡のための委託手数料		17,000
小計(③から⑤までの計)		2,900,000
特定管理株式等のみなし譲渡損失の金額		
差引金額(⑥-⑦-⑧)		1,200,000
特定投資株式の取得に要した金額等の控除		
所得金額(⑨-⑩)		1,200,000
本年分で差し引く上場株式等に係る繰越損失の金額		
繰越控除後の所得金額(⑪-⑫)		1,200,000

申告年分と空白部分を左のように書いてください。

住所、氏名などを書いてください。なお、税務署から申告書が送付された方で、印字されている住所、氏名などに誤りがありましたら、お手数ですが訂正をお願いします。

収入金額 所得金額
「上場株式等の譲渡」欄の金額は、左のように「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」から転記してください。

添付書類
「確定申告書」に次のものを添付する必要があります。

- 一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合
 - 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - 「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例」の適用を受ける場合
 - 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - 所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)
- 注) 申告をする取引が一の特定口座のみの場合
「特定口座年間取引報告書」の添付をもって「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の添付に代えることができます。

事例3(記載例)

6 第三表の税金の計算の箇所を書きます。

第一表の所得金額等「⑫合計」欄に記載した金額(24ページ参照)と所得から差し引かれる金額「⑳合計」欄に記載した金額(24ページ参照)を転記してください。

「課税される所得金額」の計算

⑫欄の金額(赤字の場合は0円) - ⑳欄の金額 = A
として

Aの金額が黒字の場合

Aの金額を⑦欄に1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

次に⑥欄から⑦欄までの金額を、対応する⑲欄から⑳欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。

Aの金額が赤字の場合

引ききれなかったAの金額については、原則として、⑥欄から⑦欄までの金額から順次差し引いてください。

次に差し引いた残りの金額を、対応する⑲欄から⑳欄にそれぞれの金額ごとに1,000円未満の端数を切り捨てて書いてください。ただし、その差し引いた残りの金額が1,000円未満の場合(赤字の場合も含まれます)は記入の必要はありません。

この事例の場合、⑳欄の金額(480,000円)が⑫欄の金額(150,000円)から引ききれませんから、その引ききれなかった金額(330,000円)を⑦欄の金額(1,200,000円)から引き、その残額である870,000円を⑲欄に書きます(⑲欄には、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の⑬欄から直接転記はしません)。

「税額」の計算

分離課税の所得金額に対する税額

一般株式等又は上場株式等を譲渡した場合の所得税の税率は、いずれも15%(他に住民税5%)ですが、それぞれ別々に所得金額と税額を計算することになります。

この事例では、次のようになります。

課税される所得金額(⑲欄) 所得税の税率 分離課税の所得金額に対する税額
【上場株式等】 870,000円 × 0.15 = 130,500円

.....(⑳欄に書きます。)

申告書第三表(分離課税用)(左下部)

短期譲渡	一般分	⑥⑥			
短期譲渡	軽減分	⑥⑦			
長期譲渡	一般分	⑥⑧			
長期譲渡	特定分	⑥⑨			
長期譲渡	軽減分	⑦①			
一般株式等の譲渡		⑦②	1,200,000		
上場株式等の譲渡		⑦③			
上場株式等の配当等		⑦④			
先物取引		⑦⑤			
山林		⑦⑥			
退職		⑦⑦			
総合課税の合計額(申告書第一表の⑫)		⑫	150,000		
所得から差し引かれる金額(申告書第一表の⑳)		⑳	480,000		
⑫から⑳までの合計(申告書第一表の⑫と⑳との差)					
⑫	対応分	⑲⑦		000	
⑬	対応分	⑲⑧		000	
⑭	対応分	⑲⑨		000	
⑮	対応分	⑲⑩		000	
⑯	対応分	⑲⑪	870,000		
⑰	対応分	⑲⑫		000	
⑱	対応分	⑲⑬		000	
⑲	対応分	⑲⑭		000	
⑳	対応分	⑲⑮		000	

申告書第三表(分離課税用)(右上部)

⑰	対応分	⑳⑤			
⑱	対応分	⑳⑥			
㉀	対応分	⑳⑦			
㉁	対応分	⑳⑧	130,500		
㉂	対応分	⑳⑨			
㉃	対応分	⑳⑩			
㉄	対応分	⑳⑪			
㉅	対応分	⑳⑫			
㉆	対応分	⑳⑬			
㉇	対応分	⑳⑭			
㉈	対応分	⑳⑮			
㉉	対応分	⑳⑯			
㊱	対応分	⑳⑰	130,500		

7 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

作成に当たっては、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の24ページから31ページも併せてご覧ください。

申告書第一表(右部)

確定申告書 FA2203

△△△××××× 生年月日 3/42/08/04

フリガナ カントウ ノブ コ

氏名 関東 信子

会社員 屋号・雅号 世帯主の氏名 世帯主との続柄

関東越郎 妻

整理番号 電話番号 自宅/勤務先/携帯 000-△△△-xxxx

課税される所得金額(⑫-⑲)又は第三表上の⑳に対する税額又は第三表の㉑	⑳		000
配当控除	㉒		130,500
政党等寄附金等特別控除	㉓		
住宅耐震改修特別控除等	㉔		
差引所得税額(㉒-㉓-㉔-㉕)	㉕		130,500
災害減免額	㉖		
再差引所得税額(基準所得税額)(㉕-㉖)	㉗		130,500
復興特別所得税額(㉗×2.1%)	㉘		2,740
所得税及び復興特別所得税の税額(㉗+㉘)	㉙		133,240
外国税額控除等	㉚		
源泉徴収税額	㉛		
申告納税額(㉙-㉛-㉜-㉝)	㉞		133,200
予定納税額(第1期分・第2期分)	㉟		
第3期分の税額(㉞-㉟)	㊱		133,200
納める税金(㊱-㊲)	㊲		△
運付される税金	㊳		
修正前の第3期分の税額(運付の場合は頭に△を記載)	㊴		
第3期分の税額の増加額	㊵		00
公的年金等以外の合計所得金額	㊶		
配偶者の合計所得金額	㊷		
専従者給与(控除)額の合計額	㊸		
青色申告特別控除額	㊹		
雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊺		
未納付の源泉徴収税額	㊻		

④① 差引所得税額
③①欄に転記した税額から③②欄、③③欄、③④欄、③⑤～③⑦欄、③⑧～④①欄を差し引いた金額(赤字のときは0)を書いてください。

④③ 再差引所得税額(基準所得税額)
④①欄の金額から「④②災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④④ 復興特別所得税額、④⑤ 所得税及び復興特別所得税の税額
④③欄の金額に2.1%を乗じた金額(1円未満の端数を切り捨てた金額)を④④欄に書いてください。また、④③欄の金額と④④欄の金額の合計額を④⑤欄に書いてください。

④⑨ 申告納税額
④⑤欄の金額から「④⑥～④⑦外国税額控除等」、「④⑧源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。黒字の場合 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは0)を書きます。赤字の場合 そのままの金額の頭に△を付して書きます。

《注意》
この事例の場合、夫が年末調整で配偶者控除の適用を受けていますが、妻が株式等を売却したことにより、妻の合計所得金額(16ページ参照)は給与所得の金額(15万円)と上場株式等に係る譲渡所得等の金額(120万円)の合計135万円となりますので、夫の所得税の計算上、「配偶者(特別)控除」(18ページ参照)の適用は受けられません。そのため、妻の申告とは別に、夫も確定申告をする必要があります。

振替納税
申告所得税及び復興特別所得税の振替納税を新規にご利用される方は、令和6年3月15日(金)までに「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」(国税庁ホームページからダウンロードできます。また、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の45ページも使用できます。)に必要事項を記入し、所轄の税務署に提出するか、利用される金融機関へ提出してください(e-Taxにより提出することもできます)。
※ 内部事務のセンター化の対象となる税務署に郵送で提出される場合は、業務センター宛に送付してください。
既に振替納税をご利用中の方は、上記の依頼書を提出する必要はありません(転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、申告書第一表の「振替継続希望」欄を「○」で囲むことにより、引き続き振替納税を利用することができます。)詳しくは、「令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」の2ページ及び7ページを参照してください。
なお、振替納税の場合には、領収証書は発行されませんのでご注意ください。

事例3(記載例)

事例3(記載例)